

不利益処分に関する処分基準 個票

都市建設部 道路河川維持課

不利益処分の内容	工事原因者に対する工事施行命令等及び原因者負担金
根拠法令等及び条項	道路法第22条第1項及び同法第58条第1項
根拠条項	道路法第22条第1項及び同法第58条第1項
参考事項	
設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
処分基準	<p>【 基 準 】</p> <p>・ 道路法抜粋</p> <p>（工事原因者に対する工事施行命令等）</p> <p>第二十二條 道路管理者は、道路に関する工事以外の工事（以下「他の工事」という。）により必要を生じた道路に関する工事又は道路を損傷し、若しくは汚損した行為若しくは道路の補強、拡幅その他道路の構造の現状を変更する必要を生じさせた行為（以下「他の行為」という。）により必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持を当該工事の執行者又は行為者に施行させることができる。</p>
	<p>2 略</p> <p>（原因者負担金）</p> <p>第五十八條 道路管理者は、他の工事又は他の行為により必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持の費用については、その必要を生じた限度において、他の工事又は他の行為につき費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする。</p> <p>2 略</p>